

令和8年度

水質検査計画



周南都市水道水質検査センター協議会
(周南市、下松市、光市の共同検査施設)

周南市上下水道局

はじめに

周南市上下水道局では、安心して飲んでいただける安全な水道水を提供するため、水道法関係法令及び周南市水安全計画に基づき、水源から給水栓に至る水質検査を実施しています。

水道事業者は、水道法施行規則により過去の水質検査結果及び水源周辺の状況等について総合的に判断し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対して情報提供することとされています。この度、周南市上下水道局では水道法関係法令に基づき、これまでに行った水質検査結果や地域特性を踏まえ、検査地点、検査項目及び検査頻度を定めた令和8年度水質検査計画を策定しましたのでここに公表いたします。

目次

1. 水質検査の基本方針	1
(1) 検査地点	1
(2) 検査項目	1
(3) 検査頻度	1
2. 水道事業の概要	2
(1) 給水状況	2
(2) 浄水場の施設概要	2
3. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の問題点	2
(1) 原水の水質状況	2
(2) 浄水の水質状況	3
4. 定期的な水質検査の項目及び頻度	3
(1) 毎日検査項目	3
(2) 水質基準項目	3
(3) 水質管理目標設定項目及び要検討項目	4
(4) その他の項目	4
5. 検査地点	4
(1) 給水栓等	4
(2) 浄水場	5
(3) 水源	5
6. 臨時の水質検査	5
7. 水質検査の方法（自己検査／委託検査）	6
8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表	6
9. 水質検査結果の評価	6
10. 水質検査計画の見直し	6
11. 水質検査の精度と信頼性保証	6
12. 関係者との連携	7
【別表－1～23】浄水（給水栓）の水質状況	8～30
【別表－24～33】水質基準項目の検査頻度	31～40
【別表－34】水質管理目標設定項目及び要検討項目の検査頻度	41
【別表－35】農薬類項目一覧及び検査頻度	42
【別表－36】その他項目の検査頻度	43
【別表－37】水道用薬品類評価試験の検査頻度	43
【別図－1】検査地点（給水栓等）	44

1. 水質検査の基本方針

周南市の水道は、ダム水・河川水・地下水といった様々な種類の原水を浄水処理し、各家庭に給水しています。周南市上下水道局では水道水の安全性を確保していくために、水道法関係法令に基づき水質検査を実施します。なお、水質検査を行う検査地点、検査項目及び検査頻度については次のとおりです。

(1) 検査地点

水質検査は浄水場原水、浄水処理工程水及び各浄水場系統を代表する給水栓において実施します。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目^{※1}、水質基準項目^{※2}のほかに、水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目^{※3}及び要検討項目^{※4}についても検査を実施します。また、水源については独自に設定した環境項目等について検査を行い適正な水質管理に努めます。

(3) 検査頻度

検査頻度としては、水道法関係法令及び過去の水質検査結果などに基づいて設定し、水道水の安全性を考え、3年に1回まで検査回数を減らすことのできる項目であっても毎年検査を実施します。

※1 毎日検査項目

「水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）」第15条第1項第1号イにより、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行うことが義務づけられています。

※2 水質基準項目

全ての水道水に一律に適用される項目で、「水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）」により定められています。一部の水質基準項目については、「水道法施行規則」第15条第1項第3号ハ及び同第4号の定めにより、過去における当該事項についての検査結果に基づき、当該事項の検査回数を減ずること又は検査を省略することができます。

※3 水質管理目標設定項目

評価値が暫定である項目や検出レベルは高くないものの水道水質管理上留意すべき項目について、水質基準を補完する項目として「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発第1010001号）」により定められています。

※4 要検討項目

水質基準や水質管理目標設定項目に分類されていませんが、平成15年4月28日厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、毒性評価が定まらない、又は水道水中での検出実態が明らかでないなど、水質基準や水質管理目標設定項目に分類できなかったもので、今後、必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目です。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和6年度の周南市水道事業の給水状況は次のとおりです。

区分	令和6年度実績
給水人口	124,228人
普及率	95.2%
一日最大配水量	54,932m ³ /日
一日平均給水量	45,482m ³ /日

(2) 浄水場の施設概要

施設名	所在地	施設能力	水源	浄水処理方法	給水区域
大迫田浄水場	桜木1丁目1番地	24,700m ³ /日	菅野ダム 末武川ダム	急速ろ過 粉末活性炭処理 塩素処理	市内中央部 東部地区
菊川浄水場	上村826-1	35,800m ³ /日	向道ダム 川上ダム 島地川ダム		
楠本浄水場	富田2丁目11番1号	18,300m ³ /日	向道ダム 菅野ダム		市内中央部 西部地区
林浄水場	光市中島田3丁目1-1	6,200m ³ /日 (熊毛地区分)	島田川伏流水	急速ろ過 紫外線殺菌処理 塩素処理	熊毛地区
須万市浄水場	須万権現原2621-3	167.05m ³ /日	錦川表流水	緩速ろ過 塩素処理	須万市地区
須々万浄水場	須々万奥大谷919-5	477.5m ³ /日	戸石川表流水		須々万地区
長穂浄水場	長穂木津上1575	1,584m ³ /日	向道ダム放流水	緩速ろ過 除鉄・除マンガン処理 塩素処理	長穂地区 須々万地区
米光浄水場	米光下松本378-3	437.25m ³ /日	浅井戸	膜ろ過 除マンガン処理 塩素処理	米光地区
柏原浄水場	鹿野中柏原574-2	2,178m ³ /日	錦川表流水	緩速ろ過 除濁用急速ろ過 塩素処理	鹿野地区 大向地区
渋川浄水施設	鹿野上入野谷815	104m ³ /日	深井戸	塩素処理	鹿野地区

3. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の問題点

(1) 原水の水質状況

周南市の水源はダム水、河川水及び地下水です。

原水の水質悪化要因及び水質管理上留意すべき項目は次のとおりです。

施設名	悪化要因	留意すべき項目
大迫田浄水場	藻類の繁殖 降雨による濁水	藻臭 かび臭物質 濁度
菊川浄水場		
楠本浄水場		
林浄水場	降雨による濁水	濁度
須万市浄水場		
須々万浄水場		
長穂浄水場		
米光浄水場	地質由来の金属	マンガン及びその化合物 遊離炭酸
柏原浄水場	水源上流域における下水道の未普及 水田への農薬散布	クリプトスポリジウム等 農薬類
渋川浄水施設	地質由来の金属	ヒ素及びその化合物

(2) 浄水の水質状況

周南市の水道水は、水道法に基づく水質基準をすべて満たしており、安全で良好な水質が確保されています。浄水(給水栓)の水質状況は別表-1~23のとおりです。また、新たに水質基準に設定された PFOS 及び PFOA (有機フッ素化合物) についても、現在は暫定目標値とされ、今後水質基準値となる 50ng/L をこれまでに超過したことはありません。

4. 定期的な水質検査の項目及び頻度

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目のほかに、水質管理上留意すべき項目についても地点を定め、定期的に水質検査を実施します。

(1) 毎日検査項目

色、濁度及び消毒の残留効果(残留塩素)については、1日1回の頻度で検査を実施します。

項目	基準	基本検査頻度	検査頻度(回/日)
			末端給水栓水
色	異常でないこと	1日1回以上	1回/日
濁り	異常でないこと		
消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上		

(2) 水質基準項目(別表-24~33参照)

水質基準項目の52項目については、各項目の性状及び水道水の安全性確保の観点から、項目の特性に応じ、毎月、3ヶ月に1回又は1年に1回の頻度で検査を実施します。このうち、省略不可9項目(一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(全有機炭素(TOC)の量)・pH値・味・臭気・色度・濁度)並びに同時分析が可能な4項目(亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・フッ素及びその化合物・塩素酸)

については、水道水の衛生管理上、特に重要な項目であることから、毎月1回の頻度で検査を実施します。

また、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、かび臭の原因物質であり、原水中における当該物質を産生する藻類の発生状況により水質への影響が生じるおそれがあることから、藻類の発生時期及び水質状況を踏まえ、月1回以上の頻度で検査を実施します。さらに、PFOS及びPFOA（有機フッ素化合物）については、水道水の安全性に対する社会的関心の高まりを背景に、令和8年度から新たに水質基準項目に設定されたものであることから、基本検査頻度に基づき、継続的に検査を実施します。

（3）水質管理目標設定項目及び要検討項目（別表－34、35参照）

水質管理目標設定項目26項目のうち、亜塩素酸、二酸化塩素及び農薬類を除く23項目については、年1回の頻度で検査を実施します。農薬類については、農薬の使用が多い時期である5月から9月に合わせ、年5回、各浄水場の原水及び浄水池水又は給水栓水を対象として検査を実施します。なお、本市においては消毒剤として二酸化塩素を使用していないことから、亜塩素酸及び二酸化塩素の検査は実施しません。

また、令和7年6月30日から新たに要検討項目に設定された要検討PFASを含む要検討項目については、当該物質の検出状況を把握するとともに、必要な情報及び知見を収集するため、同様に年1回の頻度で検査を実施します。

（4）その他の項目（別表－36、37参照）

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を原則として年2回実施します。なお、林浄水場原水については年1回、渋川浄水施設原水については年4回実施します。また、指標菌（大腸菌及びウェルシュ菌芽胞）については、各浄水場原水を対象として、月1回の頻度で検査を実施します。

水質基準項目と同時分析が可能な項目であるアンモニア態窒素、カリウム、マグネシウム、カルシウム、硫酸イオン及び電気伝導率については、水質基準項目と同様の頻度で検査を実施します。

水源及び浄水場原水においては、水質状況を把握するため、生活環境の保全に関する環境基準項目等の検査を年6回実施するとともに、生物試験を月1回実施します。

また、浄水及び浄水処理過程において水に注入される水道用薬品類に関して、水道用薬品類評価試験を年1回実施します。

5. 検査地点

（1）給水栓等（別図－1参照）

毎日検査項目は配水系統ごとに検査地点を選定し検査を実施します。当該検査については配水系統ごとの管路末端地域にお住いの方のご協力をいただき市内43箇所において毎日検査を実施します。また、市内8箇所の配水管末端部には、自動水質測

定装置を設置しており、リアルタイムで同様の水質を計測して安全性を確認します。

水質基準項目等の水質検査は浄水場系統ごとに以下に示す市内23箇所の給水栓において実施します。

水質管理目標設定項目及び要検討項目の水質検査については各浄水場システムの末端給水栓1箇所において実施します。

浄水場系統	水質基準項目検査の採水地点（給水栓）
大迫田浄水場	ひばりヶ丘、楠木、瀬戸浜
菊川浄水場	飯島町、晴海町、青山町、西金剛山
楠本浄水場	野村、津木、桑原、上畑、名山
林浄水場	大河内、幸ヶ丘、安田
須万市浄水場	高野
須々万浄水場	下角
長穂浄水場	高樋、合下
米光浄水場	馬神
柏原浄水場	石ヶ谷、五味
渋川浄水施設	渋川

（２）浄水場

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、浄水場原水、沈澱池水及び浄水池水について定期的に水質検査を実施します。

（３）水源

水源水質は安全な水道水を供給するための浄水処理に影響を与えるため各浄水場の水源において定期的に水質調査を実施します。

6. 臨時の水質検査

次に掲げる事態が生じた場合、速やかに臨時の水質検査を実施します。

- 水源の水質が著しく悪化したとき
- 水源に異常があったとき
- 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- 浄水過程に異常があったとき
- 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- その他、特に必要があると認められるとき

なお、水質検査を行う項目は一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、残留塩素の10項目を基本とし、状況等を判断した上で必要な項目を選定します。

7. 水質検査の方法（自己検査／委託検査）

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国（環境省）が定めた検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」等により実施します。その他の項目については「上水試験方法」等により検査を実施します。

本市では、近隣2市（下松市・光市）と共同で周南都市水道水質検査センター協議会を設立し、水質検査を行っています。当該協議会における水質検査については、原則としてすべて自己検査により実施します。ただし、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査については、特別な専用分析機器を必要とすることから、外部に委託して実施します。

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、周南市上下水道局のホームページのほか、周南市上下水道局、市役所情報公開窓口及び各総合支所で閲覧することができます。

水質検査結果については、ホームページで随時公表し、詳細な水質検査結果については、「水質試験年報」として発行します。

9. 水質検査結果の評価

水質検査結果が水質基準値を超過した場合には、直ちに原因究明を行い、安全な水道水を供給するため、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」に基づき、必要な措置を講じます。

また、水質検査結果が水質基準値を満たしていても、過去の水質検査結果と比較し異常が認められた場合には、必要な対策を講じます。

10. 水質検査計画の見直し

水質検査計画は、皆様方からのご意見、過去の水質検査結果及び国又は県からの助言、指導をもとに毎年度見直します。

11. 水質検査の精度と信頼性保証

本市と近隣2市（下松市・光市）共同で水質検査を行っている周南都市水道水質検査センター協議会においては、水質検査の高い精度と信頼性を確保するため、検査項目ごとに策定している分析法及び分析機器に関する手順書に基づき検査を実施しています。こうした体制のも



と、令和5年2月には、「水道 GLP^{※5}（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）」の認定を更新しております。

また、水道 GLP において「精度管理規程」を定め、内部精度管理で検査員の技能評価を実施しています。さらに、環境省の「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」や山口県水道水外部精度管理連絡協議会の外部精度管理に毎年参加し、水質検査精度の維持向上に努めています。

加えて、水質基準項目の検査で得られる検査結果が妥当であるかを確認するため、国（環境省）が示す「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン^{※6}」に基づき、原水及び水道水の水質検査方法について妥当性を確認しました。今後につきましても水質基準の見直し等に対応して妥当性評価を実施します。



誘導結合プラズマ質量分析計
（金属類の測定）



液体クロマトグラフ質量分析計
（有機物質の測定）

※5 水道 GLP

水道 GLP とは、水質検査機関による検査結果の信頼性確保を目的として、公益社団法人日本水道協会が国際規格である ISO9001 と ISO17025 の要求事項を参考にしながら策定した認定規格です。水質検査機関が、管理された体制の下で適正に検査を実施し、水質検査結果の信頼性を確保していることを第三者機関である公益社団法人日本水道協会が客観的に評価し、認定します。

※6 水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン

無機物、有機物等の検査対象物の濃度が水質基準項目の基準値に適合していることの判定を目的として水質検査を実施する場合に、検査機関が策定した標準作業書に示す検査方法が妥当であるかを評価するための手順を示すものです。

12. 関係者との連携

水源の周辺で水質事故・消化器系感染症が発生した場合は、山口県周南健康福祉センター及び山口県環境生活部生活衛生課水道班と連携して速やかに現場調査及び水質検査を実施します。

別表－1 浄水（給水栓）の水質状況

【ひばりヶ丘】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値（mg/L）等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.40	4.0%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.09	11.3%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.15	25.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.011	18.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002	6.7%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	2.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.017	17.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008	26.7%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03	15.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.0	3.0%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.5	4.3%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	25.2	8.4%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	58	11.6%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000005	50.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	10.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.7	23.3%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-2 浄水（給水栓）の水質状況

【楠木】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.39	3.9%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.09	11.3%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.15	25.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.012	20.0%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	2.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.019	19.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008	26.7%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.015	1.5%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03	15.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.013	1.3%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.0	3.0%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.5	4.3%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	25.2	8.4%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	56	11.2%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000005	50.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	10.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.7	23.3%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-3 浄水（給水栓）の水質状況

【瀬戸浜】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	2	2.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.38	3.8%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.09	11.3%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.21	35.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.024	40.0%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	10.0%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.032	32.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.012	40.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.008	26.7%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.04	20.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03	10.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005	0.5%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.3	3.2%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.7	4.4%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	26.3	8.8%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	60	12.0%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000005	50.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	10.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.7	23.3%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.7	14.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1	5.0%					

別表－４ 浄水（給水栓）の水質状況

【飯島町】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.52	5.2%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08	10.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.23	38.3%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.017	28.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.027	27.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.011	36.7%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.008	26.7%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01	5.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.009	0.9%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.9	3.5%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	13.5	6.8%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	26.7	8.9%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	61	12.2%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000003	30.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表－5 浄水（給水栓）の水質状況

【晴海町】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値（mg/L）等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.51	5.1%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08	10.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.23	38.3%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.017	28.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.027	27.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.009	30.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.008	26.7%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01	5.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.014	1.4%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.9	3.5%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	13.5	6.8%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	27.2	9.1%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	62	12.4%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000003	30.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.7	23.3%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.3						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表－6 浄水（給水栓）の水質状況

【青山町】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値（mg/L）等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.53	5.3%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08	10.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.24	40.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.017	28.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.027	27.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.012	40.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.008	26.7%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005	0.5%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01	5.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.011	1.1%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.8	3.4%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	13.6	6.8%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	26.2	8.7%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	61	12.2%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000003	30.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表一 浄水（給水栓）の水質状況

【西金剛山】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.52	5.2%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08	10.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.24	40.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.017	28.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.026	26.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.013	43.3%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.021	2.1%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01	5.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.02	6.7%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.017	1.7%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.8	3.4%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	13.5	6.8%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	26.2	8.7%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	60	12.0%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000003	30.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表－8 浄水（給水栓）の水質状況

【野村】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値（mg/L）等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.49	4.9%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.06	7.5%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.14	23.3%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.008	13.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	10.0%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	2.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.016	16.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	10.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	10.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.9	3.5%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	9.9	5.0%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	27.7	9.2%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	58	11.6%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000007	70.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	10.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表－9 浄水（給水栓）の水質状況

【津木】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.41	4.1%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05	6.3%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.16	26.7%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.010	16.7%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	10.0%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.020	20.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	13.3%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.007	0.7%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	10.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01	3.3%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.013	1.3%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.5	3.3%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	10.4	5.2%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	27.0	9.0%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	55	11.0%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000005	50.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	10.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表－１０ 浄水（給水栓）の水質状況

【桑原】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.44	4.4%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05	6.3%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.16	26.7%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.010	16.7%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	10.0%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.018	18.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	16.7%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.006	0.6%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	10.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.016	1.6%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.9	3.5%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	10.4	5.2%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	27.7	9.2%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	60	12.0%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000005	50.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	10.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表－１１ 浄水（給水栓）の水質状況

【上畑】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.42	4.2%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05	6.3%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.21	35.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.010	16.7%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	13.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.019	19.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	16.7%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	10.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01	3.3%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.008	0.8%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.5	3.3%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	10.6	5.3%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	27.2	9.1%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	59	11.8%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000004	40.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	10.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-12 浄水（給水栓）の水質状況

【名山】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.43	4.3%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05	6.3%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.18	30.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.010	16.7%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002	6.7%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.020	20.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	16.7%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03	15.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.006	0.6%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.7	3.4%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	10.6	5.3%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	27.7	9.2%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	64	12.8%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000005	50.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	10.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.5	16.7%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-13 浄水（給水栓）の水質状況

【大河内】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.64	6.4%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.18	22.5%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.10	16.7%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.023	38.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.013	43.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.029	29.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.012	40.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.009	0.9%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	10.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.016	1.6%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	8.5	4.3%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.2	4.1%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	36.5	12.2%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	86	17.2%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.7	23.3%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-14 浄水（給水栓）の水質状況

【幸ヶ丘】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.66	6.6%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.19	23.8%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.10	16.7%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.020	33.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.010	33.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.029	29.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.010	33.3%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.020	2.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01	5.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.02	6.7%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.021	2.1%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	8.5	4.3%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.5	4.3%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	36.8	12.3%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	86	17.2%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.6	12.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1	5.0%					

別表－15 浄水（給水栓）の水質状況

【安田】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値（mg/L）等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.65	6.5%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.19	23.8%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.10	16.7%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.023	38.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.010	33.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.033	33.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.009	30.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.009	30.0%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.015	1.5%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	10.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.007	0.7%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	8.5	4.3%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.6	4.3%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	39.9	13.3%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	88	17.6%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-16 浄水（給水栓）の水質状況

【高野】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	10.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.58	5.8%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	0.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.014	23.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	16.7%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	2.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.021	21.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.009	30.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.034	3.4%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.05	16.7%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.010	1.0%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.1	3.6%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001	2.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	7.4	3.7%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	30.6	10.2%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	49	9.8%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.8	26.7%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.7						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	1.2	24.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-17 浄水（給水栓）の水質状況

【下角】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合				
				20%	40%	60%	80%	100%
基1	一般細菌	100個/ml以下	2	2.0%				
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性					
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%				
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%				
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%				
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%				
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.55	5.5%				
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.0%				
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%				
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%				
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	0.0%				
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%				
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.014	23.3%				
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006	20.0%				
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	2.0%				
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.022	22.0%				
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006	20.0%				
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	20.0%				
基30	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%				
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%				
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	0.0%				
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%				
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%				
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4.2	2.1%				
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%				
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	3.7	1.9%				
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	21.2	7.1%				
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	38	7.6%				
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%				
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%				
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%				
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%				
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%				
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%				
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8					
基48	味	異常でないこと	異常なし					
基49	臭気	異常でないこと	異常なし					
基50	色度	5度以下	0.9	18.0%				
基51	濁度	2度以下	0.3	15.0%				

別表－18 浄水（給水栓）の水質状況

【高樋】

番号	項目名	水質基準値	R5.1～R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	10.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.54	5.4%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.13	21.7%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.013	21.7%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	3.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.023	23.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.006	0.6%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.008	0.8%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.9	3.0%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	13.4	6.7%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	25.0	8.3%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	56	11.2%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.9	30.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	8.2						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	1.0	20.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-19 浄水（給水栓）の水質状況

【合下】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002	20.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.55	5.5%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.13	21.7%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.014	23.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	13.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.004	4.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.025	25.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.008	26.7%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.008	0.8%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.0	3.0%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	13.2	6.6%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	24.5	8.2%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	55	11.0%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.9	30.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	8.1						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.9	18.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-20 浄水（給水栓）の水質状況

【馬神】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	10.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.21	12.1%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.19	23.8%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.07	7.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.24	40.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.004	6.7%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.009	9.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.021	21.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.003	3.3%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.007	0.7%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03	10.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.032	3.2%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	16.0	8.0%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.002	4.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	20.4	10.2%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	49.3	16.4%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	111	22.2%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.5	16.7%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.1						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.8	16.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-21 浄水（給水栓）の水質状況

【石ヶ谷】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	10.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.51	5.1%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.16	26.7%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.008	13.3%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	13.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.004	4.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.017	17.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	10.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	20.0%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.016	1.6%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.008	0.8%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.0	2.5%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	7.1	3.6%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	19.8	6.6%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	46	9.2%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-22 浄水（給水栓）の水質状況

【五味】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	10.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.51	5.1%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.16	26.7%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.009	15.0%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	13.3%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.004	4.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.019	19.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	13.3%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	23.3%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.014	1.4%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005	0.5%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.0	2.5%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	7.1	3.6%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	20.0	6.7%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	43	8.6%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.6	20.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-23 浄水（給水栓）の水質状況

【渋川】

番号	項目名	水質基準値	R5.1~R7.12の 最高値 (mg/L) 等	水質基準値を100%とした場合の最高値の割合					
				20%	40%	60%	80%	100%	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0.0%					
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0%					
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.0%					
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.004	40.0%					
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.0%					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.26	2.6%					
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.0%					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0%					
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	0.0%					
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基27	縦トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.0%					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.0%					
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	0.0%					
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.3	2.7%					
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.0%					
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	3.7	1.9%					
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	65.4	21.8%					
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	97	19.4%					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.0%					
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.0%					
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.0%					
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0%					
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.3未満	0.0%					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	8.2						
基48	味	異常でないこと	異常なし						
基49	臭気	異常でないこと	異常なし						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.0%					
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.0%					

別表-24 水質基準項目の検査頻度（大迫田浄水場系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の 基本検査頻度	検査頻度（回/年）				給水栓水の検査頻度設定理由	
				原水	沈澱池水	浄水池水	給水栓水		
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	12	12	基本頻度に基づく	
基2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	—	1	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		12	12	12	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12	12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	—	4	4	基本頻度に基づく	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	12	12	12		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		1	—	1	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		1	—	1	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1	—	1	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		1	—	1	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	—	1	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	—	1	1		
基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		1	—	4	4		新たに水質基準に設定された項目であるため、検査頻度を減らさず基本頻度で実施
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下		1	—	1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下
基22	塩素酸	0.6mg/L以下		1回以上/3ヶ月	—	12	12		12
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			—	4	4	4	
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下			—	4	4	4	基本頻度に基づく
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4	4	
基26	ジフロモクロロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4	4	
基27	臭素酸	0.01mg/L以下			—	4	4	4	
基28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4	4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4	4	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—		4	4	4		
基31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—		4	4	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—		4	4	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月		12	12	12	1	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	12	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12	12	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		12	12	12	1		
基39	塩化物イオン	200mg/L以下		1回以上/月	12	12	12	12	基本頻度に基づく
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	—	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	—	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基43	シエオスミン	0.00001mg/L以下		藻類発生時期に合わせて月1回以上	17	17	17	12	基本頻度に基づく
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1回以上/3ヶ月	17	17	17	12	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		1	—	1	1		
基46	フェノール類	0.005mg/L以下		1	—	1	1		
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	12	基本頻度に基づく	
基48	pH値	5.8以上8.6以下		12	12	12	12		
基49	味	異常でないこと		—	—	12	12		
基50	臭気	異常でないこと		12	12	12	12		
基51	色度	5度以下		12	12	12	12		
基52	濁度	2度以下		12	12	12	12		

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表-25 水質基準項目の検査頻度（菊川浄水場系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の 基本検査頻度	検査頻度（回/年）				給水栓水の検査頻度設定理由		
				原水	沈澱池水	浄水池水	給水栓水			
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	12	12	基本頻度に基づく		
基2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12			
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	—	1	1			
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	1			
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	1			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	1			
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		12	12	12	1			
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12	12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	—	4	4	基本頻度に基づく		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	12	12	12			
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	12	1			
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		1	—	1	1			
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		1	—	1	1			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1	—	1	1			
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		1	—	1	1			
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	—	1	1			
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	—	1	1			
基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		1	—	4	4		新たに水質基準に設定された項目であるため、検査頻度を減らさず基本頻度で実施	
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下		1	—	1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基22	塩素酸	0.6mg/L以下		1回以上/3ヶ月	—	12	12		12	省略不可項目（基39）と同時分析可能
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			—	4	4		4	
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下			—	4	4		4	
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4		4	
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4		4	
基27	臭素酸	0.01mg/L以下			—	4	4		4	
基28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4		4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4		4	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—		4	4	4			
基31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—		4	4	4			
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—		4	4	4			
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		12	12	12	1			
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		12	12	12	1			
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	12	1			
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12	12	1			
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		12	12	12	1			
基39	塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	12	基本頻度に基づく		
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	—	1	1		過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	—	1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基43	シェオスミン	0.00001mg/L以下	藻類発生時期に合わせて月1回以上	17	17	17	12	基本頻度に基づく		
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		17	17	17	12			
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	1	—	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基46	フェノール類	0.005mg/L以下		1	—	1	1			
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	12	基本頻度に基づく		
基48	pH値	5.8以上8.6以下		12	12	12	12			
基49	味	異常でないこと		—	—	12	12			
基50	臭気	異常でないこと		12	12	12	12			
基51	色度	5度以下		12	12	12	12			
基52	濁度	2度以下		12	12	12	12			

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。
（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表-26 水質基準項目の検査頻度（楠本浄水場系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の基本検査頻度	検査頻度（回/年）				給水栓水の検査頻度設定理由	
				原水	沈澱池水	浄水池水	給水栓水		
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	12	12	基本頻度に基づく	
基2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	—	1	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		12	12	12	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12	12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	—	4	4	基本頻度に基づく	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	12	12	12		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		1	—	1	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		1	—	1	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1	—	1	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		1	—	1	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	—	1	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	—	1	1		
基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		1	—	4	4		新たに水質基準に設定された項目であるため、検査頻度を減らさず基本頻度で実施
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下		1	—	1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下
基22	塩素酸	0.6mg/L以下		1回以上/3ヶ月	—	12	12		12
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			—	4	4	4	
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下			—	4	4	4	基本頻度に基づく
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4	4	
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4	4	
基27	臭素酸	0.01mg/L以下			—	4	4	4	
基28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4	4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4	4	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—		4	4	4		
基31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—		4	4	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—		4	4	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月		12	12	12	1	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	12	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12	12	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		12	12	12	1		
基39	塩化物イオン	200mg/L以下		1回以上/月	12	12	12	12	基本頻度に基づく
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	—	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	—	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基43	シエオスミン	0.00001mg/L以下		藻類発生時期に合わせて月1回以上	17	17	17	12	基本頻度に基づく
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1回以上/3ヶ月	17	17	17	12	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		1	—	1	1		
基46	フェノール類	0.005mg/L以下		1	—	1	1		
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	12	基本頻度に基づく	
基48	pH値	5.8以上8.6以下		12	12	12	12		
基49	味	異常でないこと		—	—	12	12		
基50	臭気	異常でないこと		12	12	12	12		
基51	色度	5度以下		12	12	12	12		
基52	濁度	2度以下		12	12	12	12		

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表-27 水質基準項目の検査頻度（林浄水場系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の 基本検査頻度	検査頻度（回/年）			給水栓水の検査頻度設定理由	
				原水	浄水池水	給水栓水		
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく	
基2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	1	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		12	12	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	4	基本頻度に基づく	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	12	12		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		1	1	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		1	1	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1	1	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		1	1	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1	1		
基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		1	4	4		新たに水質基準に設定された項目であるため、検査頻度を減らさず基本頻度で実施
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下		1	1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下
基22	塩素酸	0.6mg/L以下		—	12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		—	4	4		
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下		—	4	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		—	4	4		
基26	ジフロモクロロメタン	0.1mg/L以下		—	4	4		
基27	臭素酸	0.01mg/L以下		—	4	4		
基28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下		—	4	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		—	4	4		
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	4	4			
基31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	4	4			
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	4	4			
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		12	12	1		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		12	12	1		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		12	12	1		
基39	塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく	
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	1	1		
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下
基43	シェオスミン	0.00001mg/L以下	藻類発生時期に合わせて月1回以上	8	1	8	基本頻度に基づく	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		8	1	8		
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	1	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基46	フェノール類	0.005mg/L以下		1	1	1		
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく	
基48	pH値	5.8以上8.6以下		12	12	12		
基49	味	異常でないこと		—	12	12		
基50	臭気	異常でないこと		12	12	12		
基51	色度	5度以下		12	12	12		
基52	濁度	2度以下		12	12	12		

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。
（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表一 28 水質基準項目の検査頻度（須万市浄水場系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の 基本検査頻度	検査頻度（回/年）		給水栓水の検査頻度設定理由		
				原水	給水栓水			
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	基本頻度に基づく		
基2	大腸菌	検出されないこと		12	12			
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	1			
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4	1			
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4	1			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4	1			
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4	1			
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	基本頻度に基づく		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4	1			
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		1	1			
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		1	1			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1	1			
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		1	1			
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1			
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1			
基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		1	4		新たに水質基準に設定された項目であるため、 検査頻度を減らさず基本頻度で実施	
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下		1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基22	塩素酸	0.6mg/L以下		1回以上/3ヶ月	—		12	基本頻度に基づく
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			—		4	
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下			—		4	
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—		4	
基26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下			—		4	
基27	臭素酸	0.01mg/L以下			—		4	
基28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下			—		4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—		4	
基30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	—		4			
基31	ブromホルム	0.09mg/L以下	—		4			
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—		4			
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		4	1			
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		4	1		過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		4	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12		浄水処理の確認のため	
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		4	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基39	塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	12	12	基本頻度に基づく		
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	浄水処理の確認のため		
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	1			
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基43	シェオスミン	0.00001mg/L以下	藻類発生時期に合わせて 月1回以上	12	1	基本頻度に基づく		
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		12	1			
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		1回以上/3ヶ月	1		1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下
基46	フェノール類	0.005mg/L以下			1		1	
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1回以上/月	12	12	基本頻度に基づく		
基48	pH値	5.8以上8.6以下		12	12			
基49	味	異常でないこと		—	12			
基50	臭気	異常でないこと		12	12			
基51	色度	5度以下		12	12			
基52	濁度	2度以下		12	12			

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。
（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表－２９ 水質基準項目の検査頻度（須々万浄水場系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の 基本検査頻度	検査頻度（回/年）		給水栓水の検査頻度設定理由		
				原水	給水栓水			
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	基本頻度に基づく		
基2	大腸菌	検出されないこと		12	12			
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	1			
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4	1			
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4	1			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4	1			
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4	1			
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	基本頻度に基づく		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	12			
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4	1			
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		1	1			
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		1	1			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1	1			
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		1	1			
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1			
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1			
基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		1	4		新たに水質基準に設定された項目であるため、 検査頻度を減らさず基本頻度で実施	
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下		1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基22	塩素酸	0.6mg/L以下		1回以上/3ヶ月	—		12	省略不可項目（基39）と同時分析可能
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			—		4	
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下			—		4	
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—		4	
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			—		4	
基27	臭素酸	0.01mg/L以下			—		4	
基28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下			—		4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—		4	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—		4			
基31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—		4			
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—		4			
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		4	1			
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		4	1			
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		4	1			
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12		浄水処理の確認のため	
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		4	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基39	塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	12	12	基本頻度に基づく		
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	浄水処理の確認のため		
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	1			
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基43	シェオスミン	0.00001mg/L以下	藻類発生時期に合わせて 月1回以上	1	1	基本頻度に基づく		
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		1	1			
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基46	フェノール類	0.005mg/L以下		1	1			
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下		12	12			
基48	pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	12	12	基本頻度に基づく		
基49	味	異常でないこと		—	12			
基50	臭気	異常でないこと		12	12			
基51	色度	5度以下		12	12			
基52	濁度	2度以下		12	12			

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。
（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表一 30 水質基準項目の検査頻度（長穂浄水場系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の 基本検査頻度	検査頻度（回/年）			給水栓水の検査頻度設定理由	
				原水	浄水池水	給水栓水		
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく	
基2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	1	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4	4	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4	4	1	過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4	4	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4	4	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		1回以上/3ヶ月	4	4	4	基本頻度に基づく
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		1回以上/3ヶ月	12	12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12		12	12		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4		4	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1		1	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1		1	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1		1	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1		1	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1		1	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1		1	1		
基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	1		4	4		新たに水質基準に設定された項目であるため、検査頻度を減らす基本頻度で実施
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1		1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下
基22	塩素酸	0.6mg/L以下	—		12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—		4	4		
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下	—		4	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—		4	4		
基26	ジフロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—		4	4		
基27	臭素酸	0.01mg/L以下	—		4	4		
基28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下	—		4	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—		4	4		
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	4	4			
基31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	4	4			
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	4	4			
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		4	4	1		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		4	4	1		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		4	4	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		4	4	1		
基39	塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく	
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基43	シェオスミン	0.00001mg/L以下	藻類発生時期に合わせて月1回以上	12	1	1	基本頻度に基づく	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		12	1	1		
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	1	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基46	フェノール類	0.005mg/L以下		1	1	1		
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく	
基48	pH値	5.8以上8.6以下		12	12	12		
基49	味	異常でないこと		—	12	12		
基50	臭気	異常でないこと		12	12	12		
基51	色度	5度以下		12	12	12		
基52	濁度	2度以下		12	12	12		

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表-31 水質基準項目の検査頻度（米光浄水場系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の 基本検査頻度	検査頻度（回/年）			給水栓水の検査頻度設定理由	
				原水	浄水池水	給水栓水		
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく	
基2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	1	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		12	12	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	4	基本頻度に基づく	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	12	12		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		1	1	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		1	1	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1	1	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		1	1	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1	1		
基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		1	4	4		新たに水質基準に設定された項目であるため、検査頻度を減らさず基本頻度で実施
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下		1	1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下
基22	塩素酸	0.6mg/L以下		1回以上/3ヶ月	—	12		12
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			—	4	4	
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下			—	4	4	基本頻度に基づく
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4	
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4	
基27	臭素酸	0.01mg/L以下			—	4	4	
基28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—		4	4		
基31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—		4	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—		4	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		12	12	1		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		12	12	1		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		12	12	1		
基39	塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく	
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	4	4	基本頻度に基づく	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基43	シェオスミン	0.00001mg/L以下	藻類発生時期に合わせて月1回以上	1	1	1	基本頻度に基づく	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		1	1	1		
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	1	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基46	フェノール類	0.005mg/L以下		1	1	1		
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく	
基48	pH値	5.8以上8.6以下		12	12	12		
基49	味	異常でないこと		—	12	12		
基50	臭気	異常でないこと		12	12	12		
基51	色度	5度以下		12	12	12		
基52	濁度	2度以下		12	12	12		

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。
（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表一 3 2 水質基準項目の検査頻度（柏原浄水場系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の 基本検査頻度	検査頻度（回/年）			給水栓水の検査頻度設定理由		
				原水	浄水池水	給水栓水			
基 1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく		
基 2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12			
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	1	1			
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4	4	1			
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4	4	1			
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4	4	1			
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4	4	1			
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12	12		省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	4	基本頻度に基づく		
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	12	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	12	12			
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4	4	1			
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		1	1	1			
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		1	1	1			
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1	1	1			
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		1	1	1			
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1	1			
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		1	1	1			
基 20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		1	4	4		新たに水質基準に設定された項目であるため、検査頻度を減らす基本頻度で実施	
基 21	ベンゼン	0.01mg/L以下		1	1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基 22	塩素酸	0.6mg/L以下		1回以上/3ヶ月	—	12		12	基本頻度に基づく
基 23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			—	4		4	
基 24	クロロホルム	0.06mg/L以下			—	4		4	
基 25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4		4	
基 26	ジフロモクロロメタン	0.1mg/L以下			—	4		4	
基 27	臭素酸	0.01mg/L以下			—	4		4	
基 28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下			—	4		4	
基 29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4		4	
基 30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—		4	4			
基 31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—		4	4			
基 32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—		4	4			
基 33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基 34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		4	4	1			
基 35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		4	4	1			
基 36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		4	4	1			
基 37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12	1			
基 38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		4	4	1			
基 39	塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく		
基 40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基 41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	1	1			
基 42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	1	1			
基 43	シェオスミン	0.00001mg/L以下	藻類発生時期に合わせて月1回以上	12	1	1	基本頻度に基づく		
基 44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		12	1	1			
基 45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	1	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下		
基 46	フェノール類	0.005mg/L以下		1	1	1			
基 47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1回以上/月	12	12	12	基本頻度に基づく		
基 48	pH値	5.8以上8.6以下		12	12	12			
基 49	味	異常でないこと		—	12	12			
基 50	臭気	異常でないこと		12	12	12			
基 51	色度	5度以下		12	12	12			
基 52	濁度	2度以下		12	12	12			

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。
（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表一 33 水質基準項目の検査頻度（渋川浄水施設系統）

番号	項目名	水質基準値	給水栓水の 基本検査頻度	検査頻度（回/年）		給水栓水の検査頻度設定理由	
				原水	給水栓水		
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回以上/月	12	12	基本頻度に基づく	
基2	大腸菌	検出されないこと		12	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	基本頻度項目（基7）と同時分析可能	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		1	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4	4	基本頻度項目（基7）と同時分析可能	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4	1		過去3年間の結果が基準値の1/10以下
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4	4	基本頻度に基づく	
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4	4	基本頻度項目（基7）と同時分析可能	
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		1回以上/3ヶ月	4	4	基本頻度に基づく
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		1回以上/3ヶ月	12	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12		12		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4		4	基本頻度項目（基7）と同時分析可能	
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1		1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1		1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1		1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1		1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1		1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1		1		
基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	1		4		新たに水質基準に設定された項目であるため、検査頻度を減らさず基本頻度で実施
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基22	塩素酸	0.6mg/L以下		—	12	省略不可項目（基39）と同時分析可能	
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		—	4		
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下		—	4	基本頻度に基づく	
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		—	4		
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		—	4		
基27	臭素酸	0.01mg/L以下		—	4		
基28	縮トリハロメタン	0.1mg/L以下		—	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		—	4		
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		—	4		
基31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	4			
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	4			
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	4	4	基本頻度項目（基7）と同時分析可能	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		4	4		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		4	4		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		4	4		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		12	12		浄水処理の確認のため
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		4	4		基本頻度項目（基7）と同時分析可能
基39	塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	12	12	基本頻度に基づく	
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1回以上/3ヶ月	12	12	浄水処理の確認のため	
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		1	1	過去3年間の結果が基準値の1/5以下	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基43	シェオスミン	0.00001mg/L以下		藻類発生時期に合わせて月1回以上	1	1	基本頻度に基づく
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1回以上/3ヶ月	1	1	過去3年間の結果が基準値の1/10以下	
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		1	1		
基46	フェノール類	0.005mg/L以下		1	1		
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1回以上/月	12	12	基本頻度に基づく	
基48	pH値	5.8以上8.6以下		12	12		
基49	味	異常でないこと		—	12		
基50	臭気	異常でないこと		12	12		
基51	色度	5度以下		12	12		
基52	濁度	2度以下		12	12		

※ 水質基準項目番号は令和8年4月1日から施行される「水質基準に関する省令」に基づく番号です。

※ 給水栓において検査頻度を減らすことができない項目です。

※ 給水栓において過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目です。
（基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、本市においては1年に1回、水質検査を行います。）

別表-34 水質管理目標設定項目及び要検討項目の検査頻度

区分	番号	項目名	目標値	検査頻度(回/年)			検査理由等	
				原水	浄水池水	給水栓水		
水質管理目標設定項目	目1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	1	—	1	安全性の確認のため	
	目2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	1	—	1		
	目3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	1	—	1		
	目5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1	—	1		
	目8	トルエン	0.4mg/L以下	1	—	1		
	目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1	—	1		
	目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—		二酸化塩素を使用しないため検査しない
	目12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	—	—		
	目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	—	—	1		安全性の確認のため
	目14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	—	—	1		
	目15	農薬類 ※1	検出値と目標値の比の和として、1以下	5	5	5	散布時期(5月から9月)に実施する	
	目16	残留塩素	1mg/L以下	—	—	1	消毒の残留効果の確認のため	
	目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	1	—	1	性状等の確認のため	
	目18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	1	—	1		
	目19	遊離炭酸	20mg/L以下	1	—	1		
	目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1	—	1	安全性の確認のため	
	目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	1	—	1		
	目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1	—	1	性状等の確認のため	
	目23	臭気強度(TON)	3以下	1	—	1		
	目24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	1	—	1		
	目25	濁度	1度以下	1	—	1		
	目26	pH値	7.5程度	1	—	1		
	目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	—	1		施設管理のため
	目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	—	—	1	水道施設の清浄度確認のため	
	目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1	—	1	安全性の確認のため	
	目30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	1	—	1	性状等の確認のため	
	要検討項目	要1	銀及びその化合物	—	1	—	1	今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため
		要2	バリウム及びその化合物	0.7mg/L以下	1	—	1	
		要4	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L以下	1	—	1	
		要5	アクリルアミド	0.0005mg/L以下	1	—	1	
要6		アクリル酸	—	1	—	1		
要10		エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下(暫定)	—	—	1		
要11		塩化ビニル	0.002mg/L以下	—	—	1		
要15		N,N-ジメチルアニリン	—	1	—	1		
要19		ノニルフェノール	0.3mg/L以下(暫定)	1	—	1		
要20		ビスフェノールA	0.1mg/L以下(暫定)	1	—	1		
要24		フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L以下	1	—	1		
要25		フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L以下	1	—	1		
要26		マイクロキスチン-LR	0.0008mg/L以下(暫定)	1	—	1		
要28		ブロモクロロ酢酸	—	—	—	1		
要29		ブromoジクロロ酢酸	—	—	—	1		
要30		ジブromクロロ酢酸	—	—	—	1		
要31		ブromo酢酸	—	—	—	1		
要32		ジブromo酢酸	—	—	—	1		
要33		トリブromo酢酸	—	—	—	1		
要34		トリクロロアセトニトリル	—	—	—	1		
要35		ブromoクロロアセトニトリル	—	—	—	1		
要36		ジブromoアセトニトリル	0.06mg/L以下	—	—	1		
要37		アセトアルデヒド	—	1	—	1		
要40		キシレン	0.4mg/L以下	1	—	1		
要49	要検討PFAS ※2	—	1	—	1			

※1 農薬類については別表-35に示す対象農薬類115項目と山口県で出荷量が多い農薬を選定し検査します。

※2 ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBs)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBa)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー(HFPO-DA)の8物質です。

別表-35 農薬類項目一覧及び検査頻度

番号	項目名	目標値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)	番号	項目名	目標値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)
対1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	0.05	5	対59	チオジカルブ	0.08	5
対2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08	5	対60	チオファネートメチル	0.3	5
対3	2,4-D (2,4-PA)	0.02	5	対61	チオベンカルブ	0.02	5
対4	EPN	0.004	5	対62	テフリルトリオン	0.002	5
対5	MCPA	0.005	5	対63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02	5
対6	アシュラム	0.9	5	対64	トリクロヒル	0.006	5
対7	アセフェート	0.006	5	対65	トリクロルホン (DEP)	0.005	5
対8	アトラジン	0.01	5	対66	トリシクラソール	0.1	5
対9	アニロホス	0.003	5	対67	トリフルラリン	0.06	5
対10	アミトラス	0.006	5	対68	ナプロバミド	0.03	5
対11	アラクロール	0.03	5	対69	パラコート	0.01	5
対12	イソキサチオン	0.005	5	対70	ビロホス	0.0009	5
対13	イソフェンホス	0.001	5	対71	ビラクロニル	0.01	5
対14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01	5	対72	ピラゾキシフェン	0.004	5
対15	イソプロチオラン (IPT)	0.3	5	対73	ピラソリネート (ピラソレート)	0.02	5
対16	イブフェンカルバゾン	0.002	5	対74	ピリダフェンチオン	0.002	5
対17	イブロンホス (IBP)	0.09	5	対75	ピリブチカルブ	0.02	5
対18	イミノクタジン	0.006	5	対76	ピロキロン	0.05	5
対19	インダノファン	0.009	5	対77	フィロニル	0.0005	5
対20	エスプロカルブ	0.03	5	対78	フェニトロチオン (MEP)	0.01	5
対21	エトフェンブックス	0.08	5	対79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	5
対22	エンドスルファン (ベンソエビン)	0.01	5	対80	フェリムゾン	0.05	5
対23	オキサジクロメホン	0.02	5	対81	フェンチオン (MPP)	0.006	5
対24	オキシジメト (有機銅)	0.03	5	対82	フェントエート (PAP)	0.007	5
対25	オリサストロピン	0.1	5	対83	フェントラザミド	0.01	5
対26	カズサホス	0.0006	5	対84	フサライド	0.1	5
対27	カフェンストロール	0.008	5	対85	ブタクロール	0.03	5
対28	カルタップ	0.08	5	対86	ブタミホス	0.02	5
対29	カルバリル (NAC)	0.02	5	対87	フロフェジン	0.02	5
対30	カルボフラン	0.0003	5	対88	フルアジナム	0.03	5
対31	キノクラミン (ACN)	0.005	5	対89	プレチラクロール	0.05	5
対32	キャプタン	0.3	5	対90	プロジミドン	0.09	5
対33	クミロン	0.03	5	対91	プロチオホス	0.007	5
対34	グリホサート	2	5	対92	プロピコナソール	0.05	5
対35	グルホシネート	0.02	5	対93	プロピザミド	0.05	5
対36	クロメフロップ	0.02	5	対94	プロベナソール	0.03	5
対37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001	5	対95	プロモブチド	0.1	5
対38	クロルピリホス	0.003	5	対96	ベノミル	0.02	5
対39	クロタロニル (TPN)	0.05	5	対97	ベンジクロン	0.1	5
対40	シアナジン	0.001	5	対98	ベンソピジクロン	0.09	5
対41	シアノホス (CYAP)	0.003	5	対99	ベンソフェナップ	0.005	5
対42	ジウロン (DCMU)	0.02	5	対100	ベンタゾン	0.2	5
対43	ジクロベニル (DBN)	0.03	5	対101	ベンディメタリン	0.3	5
対44	ジクロルボス (DDVP)	0.008	5	対102	ベンフラカルブ	0.02	5
対45	ジクワット	0.01	5	対103	ベンフルラリン (バスロジン)	0.01	5
対46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004	5	対104	ベンフレセート	0.07	5
対47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 (二硫化炭素として)	5	対105	ホスチアセート	0.005	5
対48	ジチオビル	0.009	5	対106	マラチオン (マラソン)	0.7	5
対49	シハロホップブチル	0.006	5	対107	メコプロップ (MCP)	0.05	5
対50	シマジン (CAT)	0.003	5	対108	メソミル	0.03	5
対51	シメタメトリン	0.02	5	対109	メタラキシル	0.2	5
対52	シメトエート	0.05	5	対110	メチダチオン (DMTP)	0.004	5
対53	シメトリン	0.03	5	対111	メトミノストロピン	0.04	5
対54	ダイアジノン	0.003	5	対112	メトリブジン	0.03	5
対55	ダイムロン	0.8	5	対113	メフェナセート	0.02	5
対56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)	5	対114	メフロニル	0.1	5
対57	チアジニル	0.1	5	対115	モリネート	0.005	5
対58	チウラム	0.02	5				

別表-36 その他項目の検査頻度

項目名	検査頻度(回/年)				検査理由
	各浄水場系				
	原水 (ダム湖水)	沈澱池水	浄水池水	給水栓水	
クリプトスポリジウム	1~4	—	—	—	安全性の確認のため
ジアルジア	1~4	—	—	—	
ウェルシュ菌芽胞	12	—	—	—	水質状況の把握及び異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため
アンモニア態窒素	12	12	12	1~12	
カリウム	12	12	12	1~12	
マグネシウム	12	12	12	1~12	
カルシウム	12	12	12	1~12	
硫酸イオン	12	12	12	12	
電気伝導率	12	12	12	12	
大腸菌数 ※1	6	—	—	—	
化学的酸素要求量(COD) ※1	6	—	—	—	
溶存酸素(DO) ※1	6	—	—	—	
生物学的酸素要求量(BOD) ※1	6	—	—	—	
全リン ※1	6	—	—	—	
全窒素 ※1	6	—	—	—	
懸濁物質(SS) ※1	6	—	—	—	
クロロフィルa ※1	6	—	—	—	
紫外線吸光度(260nm) ※1	6	—	—	—	
生物試験 ※2	12	—	—	—	

※1 大迫田浄水場菅野ダム原水、菊川浄水場川上ダム原水、楠本浄水場向道ダム原水、末武川ダム湖水、菅野ダム湖水、川上ダム湖水、林浄水場第二取水原水、島田川表流水で検査を実施します。

※2 大迫田浄水場菅野ダム原水、末武川ダム原水、菊川浄水場川上ダム原水、楠本浄水場向道ダム原水、菅野ダム湖水で検査を実施します。

別表-37 水道用薬品類評価試験の検査頻度

項目名	評価基準値	検査頻度(回/年)			検査理由
		次亜塩素酸 ナトリウム	ポリ塩化 アルミニウム	粉末活性炭	
1 カドミウム及びその化合物	0.0003mg/L以下	1	1	1	水道用薬品類の評価のため
2 水銀及びその化合物	0.00005mg/L以下	1	1	1	
3 セレン及びその化合物	0.001mg/L以下	1	1	1	
4 鉛及びその化合物	0.001mg/L以下	1	1	1	
5 ヒ素及びその化合物	0.001mg/L以下	1	1	1	
6 六価クロム化合物	0.002mg/L以下	1	1	1	
7 亜硝酸態窒素	0.004mg/L以下	1	1	1	
8 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001mg/L以下	1	1	1	
9 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下	1	1	1	
10 ホウ素及びその化合物	0.1mg/L以下	1	1	1	
11 四塩化炭素	0.0002mg/L以下	1	1	1	
12 1,4-ジオキサン	0.005mg/L以下	1	1	1	
13 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L以下	1	1	1	
14 ジクロロメタン	0.002mg/L以下	1	1	1	
15 テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下	1	1	1	
16 トリクロロエチレン	0.001mg/L以下	1	1	1	
17 ベンゼン	0.001mg/L以下	1	1	1	
18 塩素酸	0.4mg/L以下	1	1	1	
19 臭素酸	0.005mg/L以下	1	1	1	
20 亜鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	1	1	1	
21 鉄及びその化合物	0.03mg/L以下	1	1	1	
22 銅及びその化合物	0.1mg/L以下	1	1	1	
23 マンガン及びその化合物	0.005mg/L以下	1	1	1	
24 陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1	1	1	
25 非イオン界面活性剤	0.005mg/L以下	1	1	1	
26 フェノール類	0.0005mg/L以下	1	1	1	
27 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3mg/L以下	1	1	—	
28 味	異常でないこと	—	—	—	
29 臭気	異常でないこと	1	1	1	
30 色度	0.5度以下	1	1	1	
31 アンチモン及びその化合物	0.002mg/L以下	1	1	1	
32 ウラン及びその化合物	0.0002mg/L以下	1	1	1	
33 ニッケル及びその化合物	0.002mg/L以下	1	1	1	
34 1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L以下	1	1	1	
35 亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	
36 二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	—	—	
37 銀及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	1	
38 バリウム及びその化合物	0.07mg/L以下	1	1	1	
39 モリブデン及びその化合物	0.007mg/L以下	1	1	1	
40 アクリルアミド	0.00005mg/L以下	—	—	—	

※ 非適用

【水質検査計画に関するご意見・お問い合わせ先】

〒746-0034

周南市富田 2 丁目 1 1 - 1 楠本浄水場内

周南市上下水道局水質管理課水質担当

TEL : 0834-62-5185 FAX : 0834-62-5186

E-mail : suido-kanri@city.shunan.lg.jp